

建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

一般建築物石綿含有建材調査者講習 開催日程

会場名	会場場所	日程		申込フォーム
大阪	ジーニス大阪 ウエスト棟1F セミナールーム 〒530-0046 大阪市北区菅原町10番23号	座学講習1日目	令和6年12月19日（木）	
		座学講習2日目	令和6年12月20日（金）	
		筆記試験	令和6年12月21日（土）AM	

お申し込みはホームページからのみ受付しております。

受講料：55,000円

報道発表 平成30年10月23日

「石綿を含有する建材を建築物の解体時などに調査する者のための講習制度を創設します」
建築物石綿含有建材調査者講習登録制度が見直され、平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号が示されました。

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。

令和元年8月5日（月） 厚生労働省（三省合同）より
「一般社団法人 環境科学対策センター」が、この登録制度に於ける講習機関として認可されました。



詳細 および お申込みは事業専用ホームページ
<http://www.kankyokagaku.jp/> をご確認ください。

環境科学対策センター

検索

一般社団法人 環境科学対策センター

〒530-0046 大阪府大阪市北区菅原町8番14号

専務理事 脇谷 壮太朗

TEL 06-6363-5880 FAX 06-6363-5331

E-MAIL info@kankyokagaku.jp

建築物石綿含有建材調査者講習 受講資格区分一覧表

受講資格区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関する者	実務経験年数：2年以上
7	a 平成18年3月31日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 b 第一種作業環境測定士（※2）または第二種作業環境測定士（※3）	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：5年以上
8	a 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※5）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上

○ 海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。

○ 「基発1020第4号 令和2年10月20日 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について」より、1～5「建築に関して」の実務の経験には、建築物の解体工事または改修工事の実務に関する経験が含まれること

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号

※3 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第六号

※4 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※5 労働安全衛生法第九十三条第一項